

コロナワクチン未接種で分娩時の立会いを希望される方へ

コロナワクチン未接種等のために、ワクチンの接種履歴を証明する書類をご持参いただけない場合は、薬局等にて抗原検査キットをお求めの上、立ち会いを希望される方ご自身の検査を、来院時の入館直前に実施いただきます。

スタッフが陰性を確認できなかった場合は、大変申し訳ありませんが、館内への立ち入りや分娩の立ち合いともご遠慮いただきます。産婦や赤ちゃんの安全を確保するため何卒ご理解をお願いいたします。

なお、通販や量販店で比較的容易に入手できる抗原検査キットは「研究用」と言われる厚生労働省認可を得ていない精度が不十分なものです。立ち会いを希望される方は必ず、「対外診断用医薬品」と明記された検査キットを入手・使用してください。

「対外診断用医薬品」の詳細については、

下記、東京都福祉保健局サイト内「薬局で抗原簡易キットを購入する方へ」のページにてご確認ください。

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryu/kansen/kensa/kitwokounyuusurukatahe.html>

！ 新型コロナウイルスの抗原検査キットは「**体外診断用医薬品**」を選んでください！

「研究用」として市販されている抗原検査キットは、国が承認した「**体外診断用医薬品**」ではなく、性能等が確認されたものではありません。また、「研究用」は、新型コロナウイルス感染の有無を調べることを目的としているものではありません。

「研究用」については、あたかも国が承認したものであるかのような表示をしていた事業者に対し、景品表示法に基づく行政指導がされた例もあります。

新型コロナウイルスの感染が疑われる場合には、**受診相談センター**又は**医療機関**に相談してください。

！ 国が承認した「**体外診断用医薬品**」かどうかをよく確認してから購入しましょう！

国が承認した医療用の抗原検査キットは、

- **【体外診断用医薬品】**と表示されています。
- 購入を希望する際は、**取扱い薬局の薬剤師に相談**してください。

体外診断用医薬品
新型コロナウイルス
抗原検査キット
(検体：鼻粘膜ぬぐい液、
鼻涙ぬぐい液)

◎体外診断用医薬品によるセルフチェックを行った場合であっても診断にはなりませんので、留意してください。(診断には医療機関への受診が必要です。)

消費者庁 厚生労働省